[事案 30-120] 慰謝料請求

· 令和元年 7 月 29 日 裁定不調

<事案の概要>

不適切な診査が行われたことを理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年3月に自分を被保険者として配偶者が契約した組立型保険について、以下の理由により、慰謝料を支払ってほしい。

- (1)診査は社医が行うことを契約者が事前に確認していたにもかかわらず、嘱託医に変更された。
- (2)診査においては、脱衣による診察や聴打診、尿検査を行わないことが事前に確認されていたにもかかわらず、嘱託医は脱衣による触診、聴診を行った。
- (3) 嘱託医によりハラスメントが行われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)診査をする者を社医から嘱託医に変更したことは認めるが、それは、契約者が希望した診査日に予定が合う社医がいなかったからであり、募集人は事前にその旨を契約者に説明し、 嘱託医に変更することについて承諾を得ている。
- (2)嘱託医は、申立人の既往症の手術痕を確認するため、申立人に脱衣いただき、視認をしたが、それは医的に必要なものであった。なお、手術痕の確認は、視認すれば足りることから、触診は行っていない。
- (3)嘱託医の診査方法は、医的な判断から必要とされたものであり、そこにハラスメントに該当するような行為はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時や診査時の状況等を 把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、慰謝料を支払うほどの嘱託医による不適切な行為は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人が和解案を受諾しなかったため、手続を終了した。

- (1)保険会社も、契約者の意向を受けて、脱衣による診察や聴打診、尿検査は行わないことを 確認していたにもかかわらず、結果として嘱託医がこれにしたがった診査をしなかったこ とは認めている。
- (2) そして、そのことは、保険会社の領域内での連絡の不備が原因で起こったことであり、申立人に極めて不快な思いをさせ、本紛争の一因となったことは否定できない。